十五　前項第七号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・二パーセントとする。

十六　前二号は、同時に適用することができるものとし、第十三号及び第十四号又は第十三号及び前号は、同時に適用することができないものとする。

十七　前項第八号に掲げる特定資金の貸付けを受ける者を対象とする場合において、次に掲げるときは、それぞれ次に定める率とする。

イ　中小企業者等を対象とする場合（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・二パーセント

ロ　中堅企業を対象とする場合（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・六五パーセント

ハ　大企業及び令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合　特定資金の貸付けの日から当初四年間年三・四パーセント

十八　前号は、第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号から第十五号までと同時に適用することができないものとする。

（保証に関する事項）

第七条　第三条第五号、第六号又は第八号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第八条　東日本大震災に関する危機対応業務のうち、第三条第五号（第五条第七項第一号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第八号までに掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針（法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針をいう。第十三条において同じ。）に定める限度額を適用しないものとする。

2　省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第五号から第八号までに掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

第三章　災害等に係る事案

（危機対応業務の対象となる者）

第九条　第一条第二号及び第三号の事案（以下「災害等に係る事案」という。）に関する危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　第一条第二号に規定する事案については、同号に係る災害により被害を受けた者

二　第一条第三号に規定する事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

（ソーステップ・ローンに関する事項）

第十条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ソーステップ・ローンについては、前条各号に掲げる者を対象として指定金融機関が行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第一条第三号ハに掲げる相談窓口に係る事案に関する前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、第一条第三号ハに掲げる相談窓口に係る事案に係る災害により被害を受けた平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口関係外国法人（同号ハに掲げる相談窓口に係る事案に関する前条第二号に掲げる者と資本関係を有する海外事業のために設立された法人をいう。次条第一項第七号において同じ。）への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

3　前条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利を取得金利の下限とする短期社債ディーラーによるオークション方式等によるものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十一条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第九条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

二　第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前号に掲げるものを除く。）を合計して四億八千万円（平成二十六年三月三十一日までは、七億二千万円とする。）とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限るものとする。

三　第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される者に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

四　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、前号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

五　第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（大企業に限る。）を対象とする特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。